**解散公告**

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

大分県別府市大字鶴見七九八番地の二

有限会社モリサワ産業

清算人　沖本　義輝

**解散公告**

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

大分県大分市王子中町五番五二号

有限会社アイドル

清算人　沖本　義輝

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

宮崎市学園木花台南三丁目三一番地

有限会社木花温泉ジェスパ

清算人　松田　久俊

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

宮崎市花ケ島町小無田六六七番地三

株式会社ふれあい総合保険事務所

代表清算人　松田　久俊

**解散公告**

当社は、平成二十八年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

沖縄県島尻郡南風原町字新川二〇四番地一〇

合同会社グレーテル

清算人　株式会社琉球インベストメント

職務執行者　中村祐実子

**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十九年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号

アロマビル

日本界面活性剤工業厚生年金基金

代表清算人　岸　裕次

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十七年十月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

鹿児島県枕崎市別府一三五七六番地

宗教法人浄信寺

清算人　早川　雪麿

連絡先　千葉県市原市姉崎九〇四番地一株式会社アオキ内　早川　雪麿

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年六月二十日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により、平成二十八年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

秋田市土崎港中央一丁目二一番三六号

医療法人成徳会

清算人　阿部　二郎

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年十二月七日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十五日

島根県仁多郡奥出雲町下横田四五六番地一

八川生産森林組合

清算人　渡部　一夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道砂川市西三条南九丁目一番地、最後の住所北海道砂川市西三条南九丁目一番四号

被相続人　亡　松葉　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所北海道滝川市大町一丁目八番一号

産経会館二階

相続財産管理人　弁護士　丸山　健

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県常総市内守谷町三三四八番地、最後の住所茨城県常総市内守谷町三三六六番地

被相続人　亡　坂巻　隆雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所茨城県下妻市本城町二丁目三九番地

矢田部商事ビル三階栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗山　学

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県松戸市小山三五番地、最後の住所千葉県松戸市小山三五番地　松戸パレス九〇六号

被相続人　亡　那波　年長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七島野ゆかり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　亮佑

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県川崎市麻生区王禅寺西三丁目二〇番、最後の住所新潟県妙高市諏訪町一丁目九番九号

被相続人　亡　田中　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

東京都葛飾区亀有二丁目二七番八号、事務所東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号

東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都練馬区旭町一丁目六一〇番地、最後の住所東京都練馬区旭町一丁目三八番二号

被相続人　亡　星野　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大室　幸子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都小平市上水本町四丁目二一番、最後の住所東京都立川市砂川町二丁目六五番地の一ドラゴンマンション立川弐番館六〇一号

被相続人　亡　藤川　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子